

令和3年10月8日

各サークル代表者様

学生支援部長

サークル活動等の注意事項について（改訂第9版）【10月11日以降適用】

サークル活動等の再開に当たっては、学生の新型コロナウイルス感染防止を図るため、次の事項を遵守してください。

また、サークル代表は注意事項を部員全員と共有するとともに、各人が意識して行動できるよう取り組んでください。今後、再度内容の見直しを行った場合には、メール・学内掲示等でお知らせします。

なお、学外からの参加者と合同練習をする場合でも、本学学生と同様、注意事項を厳守してください。

次の項目を逸脱したサークルが確認された場合は、当該サークルの活動を停止させることがあります。

- ① 活動時間は21時までとする。活動時は、競技中を除き常にマスク（可能な限り不織布マスク）を着用（試合時のミーティング等を含む）すること。
※活動終了後は早急に学外に退出すること。
- ② 「飲食店等への時間短縮等（営業時間短縮や酒類提供自粛）の要請等が継続されている地域」での活動は原則禁止とするが、各競技団体が開催する公式大会へ参加する場合で、感染防止対策を講じた実施計画書を学生支援課に提出し許可を受けた場合は活動を認める。
- ③ 活動停止期間の長期化により、各人の体力・運動能力が落ちていることを踏まえ、熱中症やけが防止のため、無理のない活動を心がけること。
- ④ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時においても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うこと。
- ⑤ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わないこと。
- ⑥ 不特定多数の学外者が集まるようなサークル等主催のイベント開催（オンラインを除く）は禁止する。なお、参加者が特定されるようなイベントを開催する場合にあっては、来場者の把握や座席指定、マスク着用、手指消毒を行うなど、感染防止対策を徹底すること。
- ⑦ 活動開始前、休憩時、終了後の手洗い、うがいを行うこと。
- ⑧ 健康管理チャットサービス「N-CHAT」による体調管理を行うとともに、発

熱など風邪の症状や体調不良を訴えた学生については、見学も含め活動に参加させないこと。また、直ちに保健室に連絡すること。

- ・ 37.5℃以上の発熱、又は、平熱より1℃以上高い場合
 - ・ 風邪症状（咳、呼吸困難、関節筋肉痛、倦怠感、咽頭痛、下痢など）
 - ・ 味覚障害（味がしない）、嗅覚障害（においがしない）など
- ⑨ 部員に新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者が生じた場合は、直ちに活動を停止し、周囲との接触を控えるとともに、保健室に連絡すること。
- ⑩ 会食（飲酒を伴わない場合を含む）は感染リスクが高いことから、実施や参加する場合は最大限注意し、以下の点に留意すること。
- ・ 会食は10人未満で行うこと。
 - ・ 以下の感染防止対策を一層徹底すること。
 - (1) アクリル板の設置や十分な座席間隔の確保など、感染防止対策が徹底された店舗であるかの事前確認（可能な限りコロナ対策認証店を利用すること）
 - (2) 飲食中でも会話をするときは必ずマスク（変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク）の着用
 - (3) テーブルの分散化
 - (3) 席の移動や密着、大声での会話を避ける。
 - (4) お酌・返杯・食器類の共有は避ける。
- ⑪ クラブハウスや体育館、武道場等の施設を利用する場合は、窓を広く開けるなど換気を徹底するとともに、三密を避けるため身体的距離を確保すること。
- ⑫ クラブハウスや更衣室の使用については、短時間の利用とし、一度に多数の学生が着替えることがないように注意すること。活動終了後はできるだけ早急に学外に退出すること。
- ⑬ 使用した教室や更衣室、クラブハウス等の備品等については、部員の安全を守るため、各サークルの責任において除菌ティッシュ等で消毒すること。
- ⑭ 用具等については、不用意に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒すること。
- ⑮ 給水用のボトルやコップ、タオルなどは共用しないこと。飲んだ後のペットボトルは各自で処分すること。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染防止のため十分な活動ができていないことを踏まえ、当日の体調に留意し、無理のないような活動を心がけること。

感染防止対策を講じた実施計画書

団体名（正式名称）：

記入者氏名：

学籍番号：

連絡先：

実施計画書を、次のとおり提出いたします。

主催者	
公式大会名	
大会実施場所	
大会の実施期間及び時間	
参加人数 (マネージャー等含む全参加者)	
移動手段 (詳しく記入)	
宿泊場所	
感染防止対策 ※詳しく記入 特に活動時、移動時の 感染防止対策は必ず記載すること。	

◎感染防止対策を講じた実施計画書について、参加者全員に周知徹底し、順守することをお約束します。

令和 年 月 日

代表者

印